

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

今回の臨時教育委員会出席のお礼と、本日の議案とする来年度の教職員人事異動に関する異動案についての長崎県教育委員会からの説明概要、また2月16日（金）長崎新聞の「いじめ重大事態」を取り扱った記事内容等に触れての挨拶が行われた。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していた令和5年12月11開催の臨時教育委員会及び第9回定例教育委員会の議事録の内容確認については、特に、各教育委員からの修正等のご意見はあっておりません。

つきましては、配布した内容で、ご意見等が無ければ、ご承認をお願いします。

教育委員全員の意見

原案とおり承認する。

（2）議案審議

議案第29号 令和6年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申について

教育長

審議の前にお諮りします。議案第29号は人事案件でありますので、会議を非公開とし、議事録に詳細を記載することを省略したいと考えますが、ご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

議事録の省略について、「異議無し」と了承を頂きましたので、詳細な記載を省略することと致します。

これから、議案の審議を行います。

議案第29号 令和6年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（説明内容については記載を省略。）

教育長

これから質疑を行います。

(教育委員からの質疑内容は省略。)

教育長

他に、質疑がございませぬか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

以上で「質疑無し」と認めます。

それでは、これから議案第29号 令和6年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

議案第29号 令和6年度東彼杵町立小・中学校人事異動の内申については、原案のとおり承認することに決定します。

議案第30号 東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について

教育長

次に、議案第30号、東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてを議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第30号、東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について説明を行います。

東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例を制定したいので、教育委員会の承認を求めます。

提案の理由は、東彼杵町の将来を担う子供の成長をまち全体で支える施策のひとつとして、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、児童生徒の学校給食費を無償化することを目的とした東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定にかかる議会の議決を経るべき事項について、教育委員会の承認を求め本案を提出するものです。

なお本条例の制定に係る例規として、東彼杵町学校給食費徴収条例がありますが、この条例において、学校給食費の徴収や給食費の額、及び給食費の減免等の内容について定めております。

本条例の制定に関係しますので、東彼杵町学校給食費徴収条例について、先に説明を行います。

東彼杵町学校給食費徴収条例第2条においては、学校給食費の徴収を規定しており、その内容は、第2条、町長は、学校給食を受ける児童又は生徒の、学校教育法第16条に規定する保護者から学校給食費を徴収すると規定しています。

このため、今回の学校給食費無償化に向けては、この第2条の学校給食費を徴収に係る規定について、「無償化とする」必要な事項を、新たな条例で定めるものです。

それでは、東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例を説明します。

第1条に、条例制定の「趣旨」を掲げ、この条例は、東彼杵町の将来を担う子供の成長をまち全体で支える施策のひとつとして、子供たちの安心で充実した食の環境を整え、更なる食育の推進を図るとともに、食材費等の物価変動に迅速に対応できるようにするため、東彼杵町立小中学校において学校給食の提供を受ける児童又は生徒に係る学校給食費の無償化について必要な事項を定めるものとするとしています。

第2条は、学校給食費の無償化として、東彼杵町学校給食費徴収条例第2条に係る学校給食費の徴収について、東彼杵町学校給食費徴収条例第2条の規定に関わらず、令和6年度分から、東彼杵町立小中学校において学校給食の提供を受ける児童又は生徒に係る学校給食費を無償とすると規定致しました。

従いまして、この条文によって、児童、生徒の学校給食費を、無償化することになります。

また、学校教職員やその他学校給食を受ける関係者及び学校給食の試食に係る給食費は従来どおり、東彼杵町学校給食費徴収条例に基づき、徴収することになります。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するものと致しております。

説明は以上です。宜しくお願いします。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

お尋ねですが、この学校給食費徴収条例徴収条例の中の、第1条と第2条が入れ替わるということですか。

教育次長

条文が入れ替わると言うことではありません。新たな条例の制定となります。

学校給食費徴収条例はそのままです。この条例の第2条で保護者から学校給食費を徴収と規定していますので、新たに条例を制定して、この条文に対して無償化とするという条例文を被せることとなります。

山口委員

これを付け加えるということですか。

教育次長

条例ですので夫々同位的になり、現状の条例を一部改正にせず、新たな条例で令和6年度から無償化にしますとする条例を制定し、学校給食費徴収条例第2条による保護者から学校給食費の徴収を一旦休止としますと言った状態になります。

もし仮に、数年後に有償化に戻ると、今制定を求めています条例を廃止にすることで、また徴収が生じてくることになります。

また、補足ですが、学校給食費徴収条例第5条の学校給食費に相当する経費の徴収に関して、学校の先生方や学校給食センター職員は、無償化になりませんので、今まで通り費用の相当分を徴収するという形になります。

川原委員

学校給食費徴収条例第3条第2項も関連して、不要になるのではないですか。

教育次長

第3条は給食費の額の確定ですので、これは毎年定める必要があり、そのままとなります。

川原委員

第3条第2項ですが、学校給食は、各月にして区分して徴収すると書いてありますが、関係しないのか、この意味はなんですか。

教育次長

この規定は徴収の仕方になります。

第3条第1項で年間学校給食の回数と学校給食費を学校給食センター運営委員会で審議をして、その結果を町長に答申をします。

町長が、その答申結果をもとに決定し、第2項で給食費の徴収方法を各月に区分して徴収するものとするとして規定している内容になります。

山口委員

この現行の条例の上に、新たな条例が関わってくることで、令和6年4月1日から施行されるので、現行の条例はあるけども実際のところは、徴収方法は無いことになるわけですか。

教育次長

給食費は、第5条の先生方やセンター職員にも関係にします。

川原委員

子ども以外がいることと言うことですね。

教育次長

そのような事になります。

長下委員

アレルギーの関係で、弁当などを何か毎日持ってきている子はいますか。

教育長

食べられない物があれば、代わるものを持ってきているところです。

長下委員

一品だけでもあれば、ダメなものの代わりのものを持ってくることですか。

教育長

全部を持ってくる訳ではないですが、ダメなおかずなどの代わりに持ってきています。

長下委員

量的にはどうですか。

教育次長

どの程度の物かは今は分かりませんが、今後、そのような事が出てくる可能性もありますので、そうした分の費用をどうみるかについては、その状況によって検討課題になるのではないのでしょうか。

長下委員

殆ど食べられない子は、他の子は無料で食べているけど、費用負担して持って行かないといけないという時に、何か補助的なものがあればと思います。

教育次長

今回の条例制定については、現行の学校給食センターで作っている学校給食費の無償化をすることになります。

他の市町の事例では、アレルギーによる家庭からの代替弁当の食材費への助成や町立小中学校以外への児童生徒にしての給付金制度を対応する事例もあるようです。

山口委員

今後、その様な意見も保護者からも出てくる可能性ありますよね。

教育次長

今後、その状況を検討する必要が出てくると思います。

今回の無償化については、町学校給食センターに係る食材費に相当する学校給食費について、保護者負担を無くし、無償化するということのみになります。

町立小中学校以外の児童生徒の状況ですが、今現在、関係者が28名います。

小学校9名、中学校13名、特別支援学校関係で6名、計28名です。うち嬉野市大野原小中学校は、現在3名で、中学校1名、小学校2名です。ほか県立中学も関係してきますので、今後の課題と思われれます。

教育長

少なくとも特別支援学校と大野原小中学校は何等かの対応が必要かと思われれます。

また、私学については、意図的な選択で行かれています。ただ平等性という点では検討もあるのではと思われれます。

教育次長

副町長と協議した中では、まずは町立小中学校の給食費無償化だけということになっています。今後、近隣市町の様子をみながらということになっています。

教育長

他に質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。

これから、議案第30号、東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についての承認を求めます。

お諮りします。異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第30号、東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定については、提案の通り承認することに決定いたします。

なお本件は、議会の議決が必要でありますので、町長に対して、議案として議会に上程されるよう、申し入れることといたします。

以上で、議案の審議を終わります。

(3) その他

① スクールバス対象地区拡大に係るバス導入状況について

学校教育係長

現在、スクールバス対象地区拡大に伴う導入計画を進めており、令和6年度での拡大対象地区は彼杵小学校が赤木・上杉・山田・樋口地区が追加になります。

東彼杵中学校では、千綿地区のみでしたが、彼杵地区も2km以上が対象にするということで、坂本・菅無田・法音寺・川内・飯盛・赤木・上杉・山田・樋口・太ノ浦・太ノ原・中尾地を追加します。

運行台数は、彼杵小学校では、現在29名乗りが2台、14名乗りが2台で、台数追加無しで対応可能ですが、中学校では現在29人乗りが3台ですが、これでは足りないということで14人乗りのバンを1台追加ということで進めております。

なお、納車の目処もたち、4月から間に合うというところで進めております。

保護者の皆様には、文書でスクールバス拡大の案内を行い、対象となる保護者の方に対しては、説明会を2月22日19時から開催をすることにしております。

② 令和6年度会計年度任用職員配置計画について

学校教育係長

学校関係会計年度任用職員について、資料一覧のとおり27名を採用を予定しています。

令和5年度1人欠員でありましたが、令和6年度では、定員以上に応募があり、面接を行って決定して、全て埋まったという状況です。

また、中学校では、職種名で教育支援員を設けて、通常の学習支援に加えて、不登校傾向の子どもたちの対応であったりとか、教員の授業の支援であったりとか、その様な部分を追加して、自立適応支援員とも連携もできるような形で、業務内容を学校と協議することにしてしています。

教育次長

次に、社会教育係関係ですが、今現在の会計年度任用職員の方を引き続きお願いすることにしてしています。

社会教育係の窓口では1名です。図書室では3名、歴史民俗資料館に3名で、同じ業務でお願いするようにしております。

山口委員

特別支援学級支援員の業務内容については、特に小学校から中学校に上がった段階で、子どもの特性を把握できるような状況とか情報を共有するようなことをしっかり理解してもらおうと良いのではと思います。

学校教育係長

今回、新年度に研修会を開催することにしており、各業務内容や役割を明確にした資料を作って配付することにしております。

教育長

先般、不登校対策委員会を初めて開催し、学校から校長先生と担当の先生、そしてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーも入って、引き継ぎや不登校状態、或いは不適應などを1年生からずっと記録に残して繋いでいく事を共通理解されました。

また今回、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが手分けして、小学4年生と中1を全員面談しており、この子はこういう傾向にあるかもしれないということを抽出し、そこを継続的に見て、引き継ぎをして行こうということも確認されました。

③ 小学校卒業式への教育委員の対応について

教育次長

小学校の卒業式について、2月の校長会で、中学校は各委員に案内をされた旨伝えたところ、小学校でも各教育委員に案内をした方がよいかとの確認がありましたので、教育委員を各小学校に2名ずつに分けて対応してよろしいか協議をお願いしたい。
(協議結果)

中学校は、4人の出席で対応。

小学校は、その都度、協議し4名を2ずつで各学校に振り分けるすることで決定する。

16時52分閉会

議事録署名

令和6年4月9日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人



